

諮問第 5 号の答申（案）

平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について

本委員会は、厚生労働省が平成 20 年に実施を予定している医療施設調査（指定統計第 65 号を作成するための調査）及び患者調査（指定統計第 66 号を作成するための調査）の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 医療施設調査

今回調査では、診療科目別の医師数を男女別に常勤換算により把握することとしている。

診療科目別・男女別に医師数を把握することについては、特定の診療科目について医師不足が指摘されていること、また、医師不足の理由の一つとして、女性医師の出産、育児期における離職が挙げられていることを踏まえ、現状の把握を行うものであることから、妥当である。また、男女別の医師数を把握することについては、ジェンダー統計の整備にもつながり、前回統計審議会の答申にも対応するものであることから、妥当である。さらに、医療施設調査における従事者数の把握方法については、「マンパワー」を把握するという観点から、常勤換算により従事者数を把握することが妥当である。

今回調査では、「退院調整支援担当者の有無」、「健診・保健指導の実施状況」、「禁煙外来の有無」等に関する調査事項を追加することとしている。

これについては、医療制度改革大綱の推進事項の実施状況等を把握するためのものであることから、妥当である。

また、今回調査では、看護師の配置状況等をみる「看護の実施状況」、「医療施設の面積」等に関する調査事項を削除することとしている。

これについては、大幅な経年変化が見られないもの、他調査において類似の情報を把握することが可能なものを廃止するもの、であることから妥当である。

なお、病棟名等については、平成 20 年度診療報酬改定を踏まえ、また、診療科目名については、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）等の改正を踏まえ、今回調査において、所要の修正を行う必要がある。

医療施設の経理項目については、既に他の標本調査において詳細な情報が収集されている。

医療施設調査は、医療施設の分布及び整備の実態並びに医療施設の診療機能を把握するとともに、医療施設を対象とする他の統計調査の母集団情報を整備することを目的としており、現在の調査票でも調査事項が多く、さらに経理項目を追加することは、記入者負担が過大となるおそれがある。

このため、医療施設の経理項目に関する情報については、医療施設調査に調査事項として追加するよりも、むしろ、他調査とのリンケージを行い、利用することが適当である。

イ 患者調査

副傷病に関する調査事項については、平成 14 年調査で削除されたものであるが、国民の傷病の実態をよりの確に把握するためには、副傷病の把握の必要性が指摘されている。

今回調査では、この指摘を踏まえ、生活習慣病及び精神疾患に限って、選択肢により、具体的な副傷病名を把握することとしている。

具体的な副傷病名を把握する範囲としては、国民の傷病の実態をよりの確に把握する上では、患者が有するすべての傷病名を把握することが理想である。

しかし、副傷病を確定することの困難さ及び記入者負担を考慮すると、医療制度改革大綱の推進事項に対応した生活習慣病及び精神疾患に限って、具体的な副傷病名を把握することが適当である。

今回調査では、「透析治療の状況」、「がん治療の有無」等に関する調査事項を追加することとしている。

これについては、医療制度改革大綱に挙げられた事項の実態を把握するものであり、妥当である。

また、今回調査では、療養病床に入院する患者の自立の程度を把握する「心身の状況」等の調査事項を削除することとしている。

これについては、他調査から類似データの入手が可能なものを廃止するものであり、妥当である。

なお、審議の過程で、「前回診療日」に関する調査事項を削除してはどうかとの意見が出されたが、これについては、診療間隔の傾向を把握することが必要であること、また、総患者数の推計に必要な指標であることから、引き続き把握することが適当である。

今回調査では、患者の再入院の状況を把握するため、「入院票」において「過去の入院状況」に関する調査事項を追加することとしている。

これについては、審議の過程で、再入院に関する評価を行う上では、「退院票」においても把握してはどうかとの意見が出されたが、患者数の多い病院では、記入者負担が大きいとの意見があり、「入院票」及び「退院票」の双方で把握することは困難であることから、「退院票」の調査項目が多いことを踏まえると、今回調査では、より多くの患者数の推計が可能である「入院票」において把握することが適当である。

2 今後の課題

(1) 医療施設調査

ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づき、平成 19 年度から医療機能情報提供制度が導入されており、医療施設は都道府県に診療機能に関する情報を報告することが義務付けられている。当該制度に基づき、都道府県が保有する情報の活用が可能となれば、記入者負担の軽減につながる可能性がある。

ただし、医療機能情報提供制度については、都道府県ごとに情報を把握する範囲が区々となっていることから、実現までにはいくつかの段階を経る必要がある。

このため、中長期的な課題として、医療機能情報提供制度を含む業務記録等の活用による、医療施設調査における記入者負担の軽減を検討する必要がある。

イ 医療施設調査において、診療機能として、医療施設の従事者を捕捉する場合には、「マンパワー」の把握の観点から、常勤換算した数値で把握することが妥当である。

しかし、実労働時間ではなく、勤務時間による換算が行われている点、また、医療施設ごとに定められた勤務時間が異なる点などについては、改善の余地が認めら

れる。改善を検討する場合には、常勤と非常勤の別に実人員及び実労働時間を把握することにより、医療施設の従事者に係る労働の負荷に関する情報も得ることが可能となるよう、工夫できないかとの意見がある。

従来の方法を変更する場合には、時系列分析及び記入者負担への影響について十分な検証が必要と考えられることから、中長期的な課題として、その可否について、検討を行う必要がある。

(2) 患者調査

ア 患者が納得して治療法を選択できるよう、診断及び治療法について、主治医以外の医師が提示する医療上の意見を求める仕組み、いわゆるセカンドオピニオンの利用が広がっていることから、次回調査において、セカンドオピニオンが利用されている疾患を把握することの可否について、検討を行う必要がある。

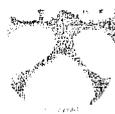
イ 入院医療の評価への活用の可能性など、「退院票」の持つ意義を重視し、「退院票」の調査対象施設、調査対象期間等を拡充してはどうかとの意見がある。

しかし、「退院票」については、調査項目が多い上、抽出した病院又は一般診療所に対し、9月中に退院した患者すべてについて作成を求めることとしており、記入者負担を考慮すると、今回調査では、「退院票」の拡充は困難である。

このため、次回調査において、患者調査全体として記入者負担の軽減を図りつつ、「退院票」を拡充することの可否について検討を行う必要がある。

(3) 両調査共通

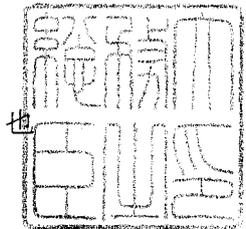
今回調査では、政府統計共同利用システムを利用し、オンライン調査を導入することとしていないが、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の趣旨を踏まえ、次回調査においては、郵送調査に加えて、政府統計共同利用システムを利用し、オンライン調査も可能とする仕組みを導入する必要がある。



総政企第27号
平成20年1月21日

統計委員会委員長
竹内啓殿

総務大臣
増田寛也



諮問第5号

平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について（諮問）

標記について、平成19年12月25日付け厚生労働省発統第1225003号及び厚生労働省発統第1225004号により厚生労働大臣から別添「医療施設調査の承認事項の一部変更について（承認申請）」及び「患者調査の承認事項の一部変更について（承認申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

医療サービス面から見た医療に関する統計の体系

医療に関する統計

医療施設

医療施設調査（指定統計第65号）

目的：医療施設の分布及び整備の実態の把握
医療施設の診療機能の把握
医療施設を対象とする統計調査の母集団情報の提供

調査客体：病院（約8,900施設）、一般診療所（約10万1,500施設）
及び歯科診療所（約6万9,000施設）

調査事項：【動態調査】診療科目、許可病床数 等
【静態調査】診療科目、設備、従事者の勤務状況、許可病床数 等

調査周期：動態調査は毎月（変更等があった施設のみ）、静態調査は3年

全数調査

従事者

病院報告【従事者票】（承認統計）

目的：病院の従事者の状況を把握

調査対象：病院（約8,900施設）

調査事項：医師及び歯科医師の数（常勤は実人員、非常勤は常勤換算）
薬剤師、保健師、看護師等の数（実人員及び常勤換算）
理学療法士、診療放射線技師等の数（常勤換算）

調査周期：毎年

医師・歯科医師・薬剤師調査（届出統計） 有資格者の数（実人員）を把握、2年周期

衛生行政報告例（届出統計） 看護師等の数（実人員及び常勤換算）を把握、2年周期

他に、看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査により看護師等に関する調査等を行っている。

患者

患者調査（指定統計第66号）

目的：医療施設を利用する患者の傷病の状況等の把握

調査対象：病院（約7,000施設）、一般診療所（約6,000施設）及び
歯科診療所（約1,500施設）で利用する患者（約330万人）

調査事項：傷病の状況 等

調査周期：3年

標本調査

国民生活基礎調査【健康票】（指定統計第116号） 通院している者について傷病名を把握

病院報告【患者票】（承認統計）

目的：病院等の患者の利用状況の把握

調査客体：病院及び療養病床を有する診療所

調査事項：在院患者数、新入院患者数、退院患者数 等

調査周期：毎月

受療行動調査（承認統計）

目的：患者の医療に対する認識や行動の把握

調査対象：患者調査の対象となる一般病院（約500施設）の患者（約18万人）

調査事項：待ち時間、診療時間、満足度 等

調査周期：3年

他に、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、結核発生動向調査、感染症発生動向調査、院内感染対策サーベイランス、食中毒統計調査などにより、個別の疾患に関する調査等を行っている。

平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の改正内容

医療施設調査

目的

医療施設の分布及び整備の実態を把握
医療施設の診療機能を把握
医療施設を対象とする統計調査の母集団情報の提供

主な調査事項

医療施設の施設名、所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施状況 等

調査事項の主な改正内容

医療制度改革大綱の推進事項の実施状況等の把握

- ・「診療科目別の医師数」、「退院調整支援担当者の有無」、「健診・保健指導の実施状況」、「禁煙外来の有無」、「緩和ケアの実施状況」、「療養病床に関連する病床数」等に関する調査事項の追加

制度改正への対応

- ・診療所の「許可病床数」について、「一般病床数」に関する調査事項の追加
- ・「開設者の区分」及び「受動喫煙防止対策」に関する調査事項の選択肢の整理 等

記入者負担の軽減

- ・「医療施設の面積」、「介護老人保健施設等の併設状況」、「看護の実施状況（看護師の配置状況等を把握）」、「ホームページの開設状況」等に関する調査事項の削除 等

患者調査

目的

医療施設を利用する患者について、傷病の状況等の実態を地域別に把握

主な調査事項

性別、生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の有無 等

調査事項の主な改正内容

医療制度改革大綱等への対応

- ・「副傷病名」、「がん治療の有無」等に関する調査事項の追加 等

制度改正への対応

- ・「診療費等の支払方法」及び「病床の種別」に関する調査事項の選択肢の整理 等

記入者負担の軽減

- ・「心身の状況（療養病床における入院患者の自立の程度を把握）」、歯科診療に係る「外傷の原因」に関する調査事項の削除 等

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について)

医療施設調査の計画について

1 調査の目的等

医療施設調査(指定統計第65号を作成するための調査)は、全国の病院及び診療所(以下「医療施設」という。)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

医療施設調査は、昭和23年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身として、昭和28年調査から指定統計第65号を作成するための調査となっている。

昭和47年調査までは毎年実施されていたが、昭和48年に調査方法の見直しが行われ、医療施設の開設、廃止等の報告により施設数、病床数等を把握する動態調査が毎月、全医療施設の詳細な実態を把握する静態調査が昭和50年以降3年ごとに実施されている。

2 医療施設調査の改正の趣旨

医療制度改革大綱(平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会)の推進事項の実施状況等を把握するとともに、医療行政に関連する制度改革等への対応及び記入者負担の軽減を図るため、平成20年調査において調査事項の変更を行う。

3 改正内容

(1) 医療制度改革大綱の推進事項の実施状況等を把握するための調査事項の変更

医療制度改革大綱の推進事項として挙げられた「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」及び「医療費適正化の総合的な推進」の実施状況等を把握するため、「静態調査・病院票」及び「静態調査・一般診療所票」について、「退院調整支援担当の有無」、「健診・保健指導の実施状況」、「禁煙外来の有無」等に関する調査事項を追加する。

また、「静態調査・病院票」については、「診療科目別の医師数」、「緩和ケアの実施状況」、「療養病床に関連する病床数」等に関する調査事項を追加する。

(2) 制度改革等による調査事項の変更

医療法(昭和23年法律第205号)の改正(平成19年1月1日施行)による診療所の病床区分の見直しに対応するため、「静態調査・一般診療所票」について、「許可病床数」に関する調査事項に「一般病床」を追加する。

また、診療報酬改定に対応するため、「静態調査・病院票」、「静態調査・一般診療所票」等について、「受動喫煙防止対策」に関する調査事項に「敷地内全面禁煙」の選択肢を追加する。

加えて、地方独立行政法人の開設する医療施設が増加してきたことから、「静態調査・病院票」、「静態調査・一般診療所票」、「動態調査票」等について、「開設者」に関する調査事項の選択肢に「地方独立行政法人」を追加する。

(3) 記入者負担軽減の観点からの調査事項の削除

「静態調査・病院票」及び「静態調査・一般診療所票」について、大幅な経年変化が見られない「医療施設の面積」、「介護老人保健施設等の併設状況」等に関する調査事項を削除する。

また、「静態調査・病院票」について、他調査による把握が可能な看護師の配置状況等をみる「看護の実施状況」に関する調査事項を削除するとともに、「静態調査・病院票」、「静態調査・一般診療所票」等について、医療機能情報提供制度の開始により把握の必要性が低下した「ホームページの開設状況」等に関する調査事項を削除する。

患者調査の計画について

1 調査の目的等

患者調査（指定統計第66号を作成するための調査）は、医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

患者調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身として、昭和 28 年調査から指定統計第 66 号を作成するための調査となっている。

昭和 58 年調査までは毎年実施されていたが、昭和 59 年に調査内容及び調査対象の見直しが行われ、昭和 59 年調査以降は 3 年ごとに、医療施設調査の静態調査と同時期に実施されている。

2 患者調査の改正の趣旨

医療制度改革大綱等及び医療行政に関連する制度改正等に対応するとともに、記入者負担の軽減を図るため、平成20年調査において調査事項の変更を行う。

3 改正内容

(1) 医療制度改革大綱及び「がん対策推進基本計画」に対応した調査事項の変更

医療制度改革大綱の推進事項に対応するため、「病院入院（奇数）票」、「病院外来（奇数）票」等について、生活習慣病を中心とした糖尿病等の「副傷病名」等に関する調査事項を追加する。

また、「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月閣議決定）を推進するための基礎資料を得るため、「病院退院票」及び「一般診療所退院票」について、放射線治療等の「がん治療の有無」に関する調査事項を追加する。

(2) 制度改正等による調査事項の変更

健康保険法（大正11年法律第70号）の改正等に対応するため、「病院入院（奇数）票」、「病院外来（奇数）票」等について、適用される保険等を把握する「診療費等の支払方法」に関する調査事項の選択肢の名称を変更する。

また、診療報酬改定に対応するため、「病院入院（奇数）票」及び「病院退院票」

について、「病床の種別」に関する調査事項の選択肢を変更する。

(3) 記入者負担軽減の観点からの調査事項の削除

「病院入院（奇数）票」及び「一般診療所票」について、他調査による把握が可能となった、療養病床における入院患者の自立の程度をみる「心身の状況」に関する調査事項を削除する。

また、「歯科診療所票」について、出現数の少ない「外傷の原因」に関する調査事項を削除する。

人口・社会統計部会の審議状況について（報告）

< 医療施設調査及び患者調査関係 >

第9回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成20年3月13日(木)13:00~14:30

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、大久保専門委員、兒玉専門委員、齋藤専門委員、嶋崎専門委員、中村専門委員、審議協力者(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、東京都、神奈川県)、諮問者(會田総務省統計審査官)、調査実施者(中野厚生労働省保健統計室長)他

4 議 題 平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について

5 概 要

(1) 部会長から、これまでの部会における医療施設調査及び患者調査の審議状況を踏まえ、3月26日(水)に、4回目の部会を開催することを提案し、了承された。

(2) 第7回人口・社会統計部会の結果の概要及び第7回統計委員会における部会結果報告の結果の概要について、會田統計審査官から説明が行われた。

(3) 患者調査における調査事項の削除について

ア 調査実施者から、今回削除することとしている調査項目等について、その理由等に関する説明が行われた。

説明に対する主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 療養病床に入院する患者の自立の程度を把握する「心身の状況」等の削除項目については、他調査から類似データの入手が可能なことなどから、今回調査で削除することに問題はない。
- ・ 受療間隔の長期化を踏まえて削除してはどうかとの意見があった「前回診療日」については、患者調査における総患者数の推計に必要な指標であることから、従来どおり、調査は必要と考える。

イ 審議の結果、今回調査における調査事項の削除は妥当とされ、「前回診療日」については引き続き把握することが適当とされた。

(4) 退院票の調査対象等の拡充について

ア 調査実施者から、記入者負担等を考慮すると、調査対象等の拡大は困難とする説明が行われた。

説明に対する主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 偶数票を廃止して、その分の負担軽減を、退院票の拡充に使ってはどうか。
- ・ 偶数票は、患者調査において行われている二段抽出・比推計における2次医療圏・疾病別患者数推計のベンチマークの作成に必要なものであり、精度向上のため必要なものである。

イ 審議の結果、今回調査については、現行の標本設計により標本抽出を行うこととするが、意見を踏まえ、次回の調査に当たっては、標本設計の考え方を整理することが必要とされ

た。

(5) 患者調査の調査票の改善等について

調査項目の配置の変更等、調査票に関する改善意見があったが、調査実施者から、調査項目の配置の考え方等が説明された結果、原案のままとすることで了解が得られた。

なお、記入者負担が大きい調査であるとの指摘を踏まえ、記入者が見やすく、書きやすい調査票を設計するよう、引き続き留意することとされた。

(6) 政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査について

ア 調査実施者から、今回調査計画の検討時に、政府統計共同利用システムが試行運用の段階であったため、今回調査ではオンライン調査の導入を見合わせたとの説明が行われた。

説明に対する主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 平成 20 年 4 月からは、政府統計共同利用システムは本格稼動することとなっているので、次回調査では、同システムを利用したオンライン調査を実現してもらいたい。

イ 審議の結果、今回調査では、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を実施しないことはやむを得ないとされたが、次回調査で導入することが求められた。

(7) 「答申(案)」を作成するに当たり、部会長から、これまでの部会審議を踏まえて作成された「答申の骨子(案)」が席上配付され、内容の説明が行われた。

これに対し、今回調査計画を妥当とする理由をもう少し明確に記載すべきなどの意見が出された。

この結果、これらの意見を踏まえた修正を行うとともに、本日審議された論点部分に関する結論を追加した上で、次回の部会開催前に各委員等に送付することとされた。

次回部会では、修正・加筆した「答申の骨子(案)」を基に作成した「答申(案)」について審議を行うこととされた。

6 次回予定

次回部会は 3 月 26 日(水) 13 時から総務省第 2 庁舎(若松町) 6 階会議室で開催することとされた。

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり >

第 1 1 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 3 月 26 日 (水) 13 : 00 ~ 15 : 30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、大久保専門委員、齋藤専門委員、嶋崎専門委員、審議協力者 (総務省、厚生労働省、経済産業省、東京都、神奈川県)、諮問者 (會田総務省統計審査官)、調査実施者 (中野厚生労働省保健統計室長) 他
- 4 議 題 平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について

5 概 要

- (1) 第 9 回人口・社会統計部会の結果の概要について、會田統計審査官から説明が行われた。
- (2) 阿藤部会長から、前回部会における審議を踏まえて修正した「答申の骨子 (案) 」が配付された。
- (3) 引き続いて、阿藤部会長から、「答申 (案) 」について、項目ごとにこれまでの部会における議論の内容及び趣旨の説明が行われた。
修正意見のあった項目については、所要の修正を行うこととされ、修正の内容については、部会長に一任することで了承された。
- (4) その後、部会で議論された事項のうち、基本計画部会等における議論の参考として、部会長から第 8 回統計委員会に報告する事項について、案が示された。
報告案について意見がある場合には、電子メール等により事務局宛てに提出することとされた。
- (5) 以上をもって、「平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」の審議が終了し、部会長から委員、専門委員等に対する謝意が述べられ、閉会した。

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり >